

11 流通

(1) フランチャイズ・システムに関する制度整備

ア 本部経営者による加盟希望者への情報開示事項の充実とフランチャイズ・ガイドラインの見直し【平成13年度中に検討、平成14年度中に措置（4月施行予定）】

「フランチャイズ・システム」は、本部経営者（フランチャイザー）にとっては、他人の資本・人材を活用して迅速な事業展開が可能となり、他方、加盟者（フランチャイジー）にとっては、本部の様々なサービスを活用して独立・開業が可能となるため、小売・外食・サービス業などの広範な産業分野における新規産業・雇用の創出に大きく貢献するシステムである。フランチャイズ・システムが円滑に機能するためには、フランチャイザーとフランチャイジーとの連携・協力が重要であるが、このためには、両者間の契約（フランチャイズ契約）が公正・的確に締結される必要がある。

中小小売商業振興法（昭和48年法律第10号）において、フランチャイザーが加盟希望者に対して情報開示・事前説明の対象としている事項は、国際的に見ても限定的なものとなっている。また、現行の「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（フランチャイズ・ガイドライン）における不公正な取引方法に該当するフランチャイザーの行為に係る記述は、明確性に欠ける部分がある上、近年のフランチャイズ産業の実態を必ずしも的確に反映していない。

このため、現在中小小売商業振興法施行規則において定められている本部経営者による加盟希望者に対する「フランチャイズ契約締結時の書面記載及び事前説明義務」の対象となる個別事項について、当該制度が経済社会全体に持つ費用対効果の分析を含め、早急な実態把握を行うとともに、それに基づいた制度面での対応を図る。また、フランチャイズ・ガイドラインについては、公正な情報開示・取引が一層促進されるよう、現在のフランチャイズ・システムにおける新たな問題の発生も踏まえて、見直す。

イ サービス業など小売業以外のフランチャイズに関する実態把握と情報開示を含めた制度の在り方の検討【実態把握については平成14年度中に措置、制度の在り方については当該実態把握を踏まえ早急に検討】

近年、フランチャイズ・システムを採用する企業群は、小売業だけでなく、サービス業などの幅広い産業分野に広がっているが、前述の中小小売商業振興

法は、中小小売商業の振興を目的とした法律であるため、同法に定める契約締結の際の情報開示、説明義務は、小売業以外の産業分野には適用されない。

したがって、近年、小売業以外のフランチャイズ産業のウェイトが高まっている実態にもかんがみ、フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等による中小企業・ベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業などの小売業以外のフランチャイズについては、その実態把握を十分に行い、上記の現行法制上のルールに加え、契約締結時の情報開示を含めた制度の在り方について、早急に検討する。

(2) 大規模小売店舗立地法の適切な運用

ア 大規模小売店舗立地法の趣旨の徹底【逐次実施】

平成12年6月から施行されている大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）の運用については、自治事務として都道府県等にゆだねられており、国が個別案件について積極的に関与することはできないが、大店立地法第13条の趣旨（地方公共団体の施策における本法の趣旨の徹底）にのっとり、本法の適正な運用が確保され、地方公共団体による上乗せ規制や恣意的な運用がなされないようにすることは重要である。

したがって、経済産業省本省及び各経済産業局は、「大店立地法相談室」などを通じ、地方公共団体に対し必要に応じて法の解釈を示すとともに、法第13条の趣旨に反する事例が生じた場合には、速やかに地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく技術的助言・勧告を行う。

イ 大規模小売店舗立地法の指針の見直し【逐次実施】

大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申（平成11年5月）を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内（平成17年6月1日まで）に必要な見直しを行うこととしている。

しかしながら、既に策定後2年以上、法施行後1年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う。